

○ 鈴鹿工業高等専門学校入試対策室規則

令和7年6月4日
規則第126号

鈴鹿工業高等専門学校入試対策室規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鈴鹿工業高等専門学校運営規則（平成16年学則第2号。以下「運営規則」という。）第2条の3第4項の規定に基づき、入試対策室（以下「対策室」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 対策室は、次に掲げる業務を処理する。

- (1) 入学者選抜の調査研究に関すること。
- (2) 入学者の選抜方法等に関すること。
- (3) その他対策室の運営に関すること。

(室長及び副室長)

第3条 対策室に室長及び副室長をそれぞれ置き、校長が指名する。

- 2 室長は、校長の命を受けて対策室の業務を掌理する。
- 3 室長に事故あるときは、副室長がその職務を代行する。
- 4 副室長は、室長の事務を補佐する。

(室員)

第4条 対策室に、次に掲げる室員を置く。

- (1) 室長の指名する教員
- (2) 総務課長及び学生課長
- (3) 学生課長の指名する学生課所属職員

(委員以外の者の出席)

第5条 室長は、必要あると認めるときは、前条に規定する教職員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 対策室に関する事務は、学生課で行う。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、対策室の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年6月4日から施行する。